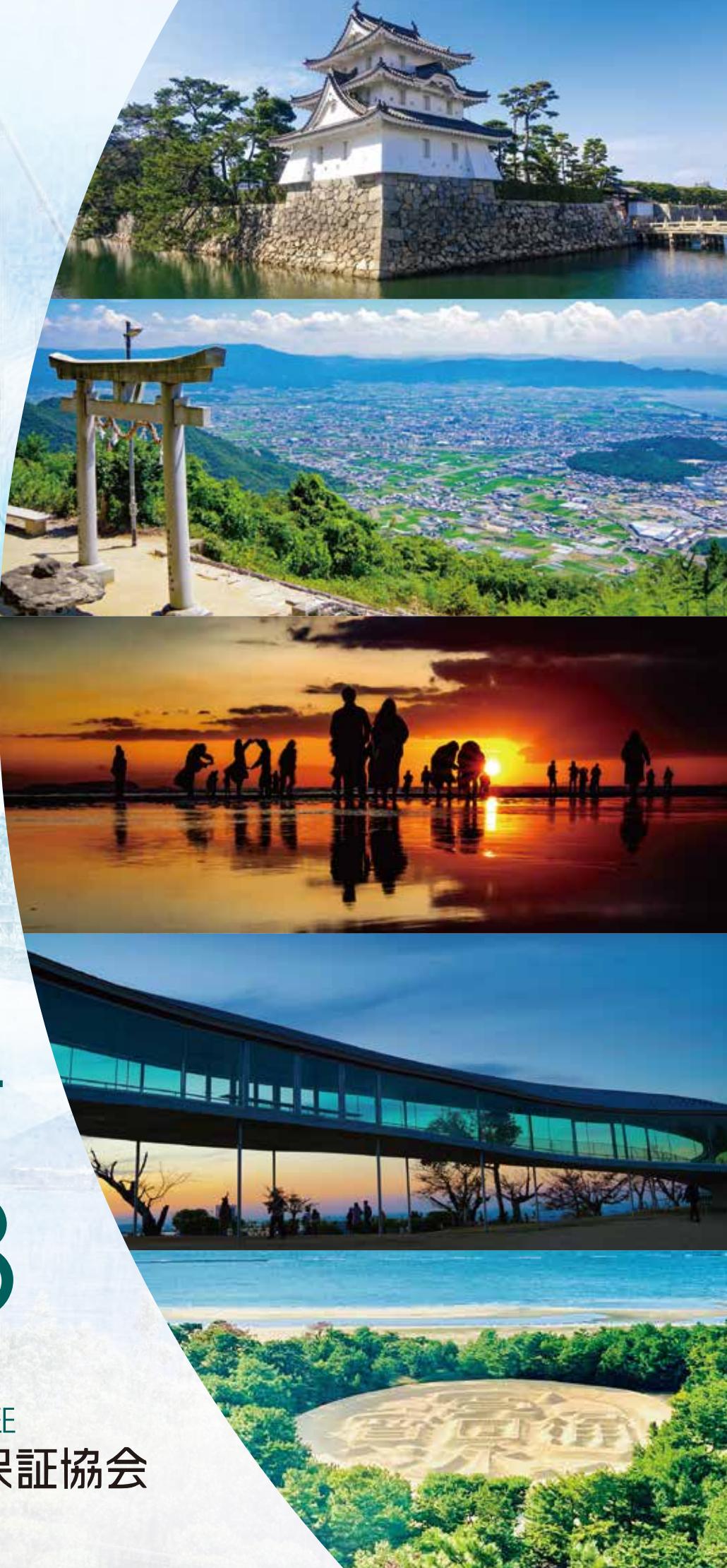


# REPORT 2023



KAGAWA GUARANTEE

香川県信用保証協会



# REPORT 2023

## CONTENTS

● ごあいさつ	1P
● プロフィール	2P
● 信用保証のしくみ	3P
● 信用保証の内容	4 ~ 5P
● 主な保証制度のご案内	6 ~ 9P
● 2022年度のとりくみ	10 ~ 11P
● 2022年度事業報告	12 ~ 17P
● 2022年度経営計画の評価(要約)	18 ~ 20P
● 第6次中期事業計画(2021年度～2023年度)(要約)	21P
● 2023年度経営計画(要約)	22 ~ 23P
● コンプライアンス	24P
● 個人情報保護	25P
● 役員・組織図	26P

### シンボルマーク



香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした活き活きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また中小企業者、金融機関、保証協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表します。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。

1994年10月3日制定

## ごあいさつ

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

この度、「REPORT2023」を作成しました。本誌を通じて、当協会の経営ビジョンや経営計画、事業実績等についてご理解を深めていただければ幸いです。

私たちの使命は、地域経済発展のため、信用保証や経営支援を通じて中小企業者の方々の発展に貢献することであり、少しでも多くの中小企業者の方々に携わることが使命を果たすうえで重要なポイントとなります。

これまでに数多くの中小企業者の方々からご利用いただいておりましたが、特に2020年からのいわゆるゼロゼロ融資、それに続く伴走支援型特別保証等により、2022年度末における当協会の保証債務残高は過去最高の水準となり、県内中小企業者の約41%の方々と関りを持つこととなりました。

今やコロナ禍からの経済社会が正常化していく状況にあって、本県経済は緩やかに持ち直しの動きが続いているが、国際的な資源価格の上昇・円安の影響等による石油・原材料等の価格高騰や人手不足、人件費の上昇圧力も加わり、中小企業者を取り巻く環境は、一段と厳しいものとなっています。

こうした中、当協会では中期事業計画において、2021年度から2023年度の3年間を「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」の期間と位置づけ、中小企業者の方々に寄り添った伴走型支援、継続的な保証利用の推進、現場力を高める人材育成に、全力で取り組んでいるところです。

今後とも、信用保証協会として、地域経済を将来にわたって支えていくためには、中小企業者の事業ステージに応じた資金需要への対応とともに、事業継承支援、新規創業支援、さらには起業マインド醸成や金融教育が重要であり、金融機関や各種中小企業支援機関への橋渡し役としての機能を一層発揮させ、連携して中小企業者の皆様をサポートしていくかなければならないと考えています。

「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」として皆様のお役に立てるよう、金融機関、各支援機関との連携を強化しながら、役職員一丸となって業務に取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



香川県信用保証協会 会長 西原 義一

# プロフィール

## ●経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。

このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、頼がれる、存在感のある協会」を目指します。

## ●行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

## ●プロフィール（2023年3月31日現在）

名称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年 9月21日
業務開始年月日	1949年10月 1日
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日 法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年12月1日 法律第264号)
基本財産	154億円
保証先企業数	12,631企業
保証債務残高	293,447百万円
事業所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役職員数	53名

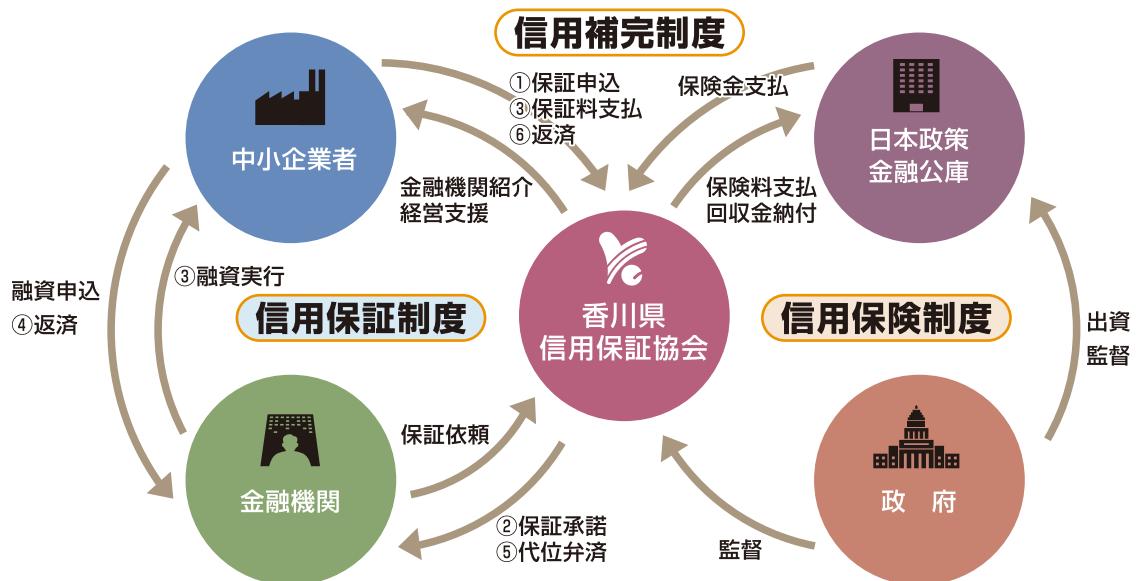
## ●沿革

- 1949年 9月 財団法人香川県信用保証協会設立認可  
同月 財団法人香川県信用保証協会設立登記  
10月 高松市六番町31番地にて業務開始
- 1950年 4月 高松市五番町4番地の1へ事務所移転
- 1953年 8月 信用保証協会法公布・施行
- 1954年10月 信用保証協会法に基づき組織変更認可  
同月 香川県信用保証協会として組織変更登記
- 1967年11月 香川県中小企業センターへ事務所移転(高松市丸之内2番地の3)
- 1986年 4月 香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転(高松市福岡町二丁目2-2)

# 信用保証のしくみ

## ●信用補完制度

信用補完制度は、保証協会が金融機関に対して、中小企業・小規模事業者（以下、中小企業者）の債務を保証する「信用保証制度」と、これを国が出資する日本政策金融公庫によって再保険する「信用保険制度」が連結した制度として運営されています。



## ●信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的としています。

### ①保証申込

中小企業者は取引金融機関、もしくは保証協会へ申込を行います。

### ②保証承諾

保証協会は申込内容について検討し、承諾した場合、金融機関へ信用保証書を交付します。

### ③融資実行

信用保証書に基づき、金融機関は融資を実行します。  
保証協会は中小企業者から、信用保証料を頂きます。

### ④返 済

中小企業者は返済条件に基づき、金融機関へ返済を行います。

-----仮に返済が出来なくなったら-----

### ⑤代位弁済

保証協会は、中小企業者に代わって金融機関へ弁済を行います。

### ⑥返 済

保証協会は、中小企業者から返済を受けます。

## ●信用保険制度

日本政策金融公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。



### 保険料支払

保証協会は日本政策金融公庫へ保険料を支払い、日本政策金融公庫は保証協会の保証について保険を引き受けます。

### 保険金支払

日本政策金融公庫は、保証協会が金融機関へ代位弁済を行った際に、代位弁済元本の約80%の保険金を保証協会へ支払います。

### 回収金納付

保証協会が中小企業者から返済を受けた際に、保険金の割合に応じて日本政策金融公庫へ回収金の納付を行います。

# 信用保証の内容

## ●ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

### 1.企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
上記業種以外(製造業・建設業・運輸業等)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

### 2.業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれます。農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

### 3.所在地

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は居住または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

## ●保証の内容

### 1.保証限度額

信用保険上の一般的な保証限度額は2億8千万円(組合の場合4億8千万円)となります。このほかにセーフティネット保証等、国の施策に基づく別枠保証制度があります。

### 2.資金用途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

### 3.連帯保証人

必要となる場合があります。

### 4.担保

必要に応じて徴求します。担保物件は原則として香川県内の土地、建物に限ります。

## ●信用保証料

信用保証の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、金融機関へ支払う代位弁済金、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

## 1.信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の財務諸表をもとに中小企業信用リスク情報データベースで財務面の評価を行い保証料率区分を決定した上で、中小企業者の定性要因等を加味して決定します。責任共有制度の料率は負担金方式・部分保証方式ともに利用者にわかりやすいように、貸付金額に対する率で表示することとしています。

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※ 第1期決算が未了の先、または個人で貸借対照表未作成の先は、5区分が採用されます。

※「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「当座貸越根保証（カードローンを含む）」を指します。

## 2.中小企業信用リスク情報データベース

2001年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

## 3.信用保証料の計算

保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、返済方法、分割返済回数により算出されます。信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

- ① 返済方法が一括返済の場合（根保証を含む）

貸付金額 × 保証料率（年率）× 保証期間

- ② 返済方法が均等分割返済の場合

貸付金額 × 保証料率（年率）× 分割係数（※）× 保証期間

（※）分割係数表

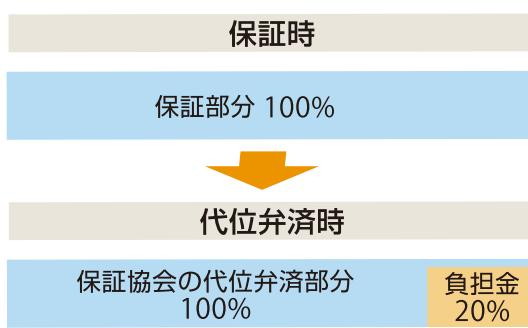
分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

## ●責任共有制度

責任共有制度とは、保証協会の保証付き融資について、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とする制度です。

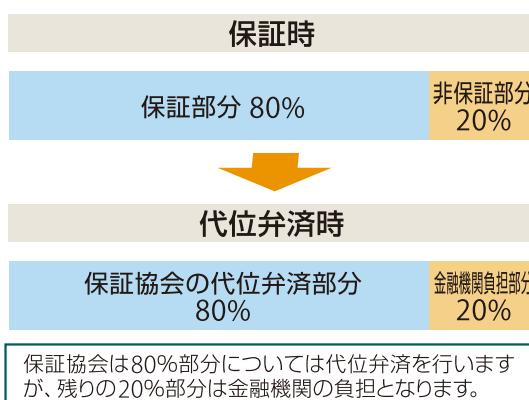
責任共有の方式としては「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関がそのいずれかの方式を選択することとなっています。原則として全ての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。

### 負担金方式



保証協会は100%代位弁済を行いますが、事後的に金融機関から約20%の負担金の支払いを受けます。

### 部分保証方式



保証協会は80%部分については代位弁済を行いますが、残りの20%部分は金融機関の負担となります。

# 主な保証制度のご案内

保証制度名	対象者	限度額	保証期間
-------	-----	-----	------

## 新規に事業を始められる方

スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方、創業後5年未満の会社、または個人で創業した事業を法人化し個人創業時から5年未満の会社	3,500万円	10年以内
創業関連保証	個人による創業、新たに会社を設立して行う事業及び個人で創業し事業を法人化して行う事業に資金が必要な方(開業して5年未満の方を含む。)	3,500万円	10年以内
【県制度】 新規創業融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む。)	2,000万円 運転設備 7年以内 10年以内
	経営者保証免除タイプ	県内で会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方、創業後1年未満の会社、または個人で創業した事業を法人化し個人創業時から1年未満の会社であって、経営者保証免除対応の適用を受けようとするもの	2,000万円 運転設備 7年以内 10年以内
【丸亀市制度】 丸亀市創業支援融資保証	丸亀商工会議所の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む)	700万円	5年以内

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の資金繰り円滑化に資する保証制度

伴走支援型特別保証制度	金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作成したうえで金融機関による継続的な伴走支援を受ける方	1億円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証) (感染症対応型)	コロナ禍を乗り越えるため、認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内

## 小規模事業者の方

小口零細企業保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
【県制度】 小口零細企業融資保証	県内において事業を営む小規模企業者の方	2,000万円	7年以内
			7年超10年以内
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証	市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模企業者の方	500万円	6年以内
【県・市町協調】 市町小口融資保証 (特産振興小口融資)	県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる

(2023年8月2日現在)

資金使途	貸付利率	保証料率(%)									責任 共有	備 考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.05 (創業関連保証の保証料率に0.2上乗せ)	対象外	創業を予定される方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85	対象外	
運転資金 設備資金	1.45%	0.58	対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.45%	0.78	対象外	県の保証料補給あり 創業を予定される方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
運転資金 設備資金	1.50%	0.58	対象外	丸亀市の保証料及び利子補給あり

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.2(国による補助前は原則0.85)										対象外	セーフティネット4号取得の場合
		1.15   1.00   0.85   0.70   0.60   0.50   0.40   0.30   0.20 -(国による補助前) 1.90   1.75   1.55   1.35   1.15   1.00   0.80   0.60   0.45										対象	セーフティネット5号取得の場合
		0.2(国の補助前は0.8) 0.2(国の補助前は1.0)										対象	
												対象外	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	対象外		
運転資金 設備資金	1.70%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外		
		0.60(セーフティネット保証)											
運転資金 設備資金	1.90%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外		
		0.60(セーフティネット保証)											
運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	高松市の保証料及び利子補給あり	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)											
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)										対象外	
運転資金 設備資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	保証料及び利子補給の有無は市町の定めるところによる	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)											
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)										対象外	

保証制度名	対象者	限度額	保証期間
-------	-----	-----	------

## 一般的な事業資金が必要な方

普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内
【県制度】 経営安定融資	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方	8,000万円 運転設備 7年以内 10年以内
	短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方	1,000万円 1年以内
【県制度】 経済変動対策融資	県内で事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内
			7年超10年以内

## 資金の反復・継続利用が必要な方

グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした方	500万円	1年間又は2年間
手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は2年間
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の範囲内でカード・通帳等を用いて繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は2年間

## 経営者保証を不要とする保証制度

財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内
-------------	--------------------------------	-----------------------------	------------------------

## 瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度

ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
-------------	--	---------	-------------------------

## 事業承継の円滑化に資する保証制度

事業承継特別保証	事業承継時において一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
----------	---	-----------------------------	-------------------------

## 金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方

事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内
【県制度】 中小企業再生支援融資保証	香川県中小企業活性化協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内

## 大規模な経済危機や災害等により影響を受けた方の資金繰り支援のための保証制度

危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内
--------	---------------------------------------	-----------------------------	-------

資金使途	貸付利率	保証料率(%)									責任 共有	備 考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.75(5号又は7～8号) 0.85(1～4号又は6号)									対象	
		1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象外	
運転資金 設備資金	1.80% 以内	0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号) 0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象	
		1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象外	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号) 0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象	
運転資金	1.70% 以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号) 0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
		1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
運転資金	1.40%	0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号) 0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
		1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号) 0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.60%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号) 0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
		1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	

運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	--

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書が必要
--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	-----------------------------

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	専門家による確認を受けた場合は保証料を軽減
		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象	事業再生計画に従つて設立される法人も対象
		1.00									対象外	
運転資金 設備資金	1.70%	0.80									対象	「経営改善計画」に従つて設立される法人も対象
		1.00									対象外	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象外	国が指定した危機定期間のみ利用可能
--------------	------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-------------------

# 2022年度のとりくみ

## ●関係機関との覚書等の締結

県内の関係機関と中小企業・小規模事業者支援のための覚書等を締結しました。



(株)日本政策金融公庫高松支店との調印式の様子

- 2022年 8月30日 (株)日本政策金融公庫高松支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結  
2022年 9月 9日 四国経済産業局、香川県中小企業活性化協議会と  
「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」  
を締結  
2022年 12月12日 東かがわ市と「ソーシャルビジネスに取り組む中小企業・小規模事業者に対する  
金融・経営支援に向けた連携・協力に関する協定書」を締結  
2022年 12月15日 坂出市及び坂出ビジネスサポートセンターと「地域の中小企業・小規模事業者の  
支援に向けた業務連携・協力に関する協定書」を締結

## ●創業支援における連携

創業セミナーの開催や商工関係団体が主催する創業セミナーに協会職員を派遣して講義を行いました。



「日本公庫×四国4県信用保証協会創業セミナー」の様子

- 2022年 6月 1日 「2022たかまつ創業塾Ⅰ」へ当協会の中小企業診断士を講師として派遣  
2022年 6月 6日 「宇多津創業セミナー」へ当協会の中小企業診断士を講師として派遣  
2022年 6月15日 四国の信用保証協会、(株)日本政策金融公庫四国創業支援センターと共同で創業セミナーを開催  
2022年 7月27日 「第8回たどつ創業セミナー」へ当協会の中小企業診断士を講師として派遣  
2022年 8月 5日 「令和4年度かがわ創業塾」へ当協会の職員を講師として派遣  
2022年 8月 9日 「みとよ創業塾」へ当協会の職員を講師として派遣  
2022年 8月31日 「かんおんじ創業セミナー」へ当協会の職員を講師として派遣  
2022年 10月 3日 「さぬき創業塾」へ当協会の職員を講師として派遣  
2022年 10月18日 「創業塾」へ当協会の中小企業診断士を講師として派遣  
2022年 10月19日 「第2回丸亀市創業塾2022」へ当協会の中小企業診断士を講師として派遣  
2022年 12月 2日 「たどつ創業セミナー」へ当協会の中小企業診断士を講師として派遣  
2023年 1月19日 「みとよ創業塾」へ当協会の職員を講師として派遣  
2023年 2月 2日 「基礎から学べる創業セミナー」へ当協会の職員を講師として派遣

## ●事業承継支援へのとりくみ

職員の事業承継支援の知識取得及び実務対応能力の向上のために、中小企業基盤整備機構・事業承継コーディネーターによる「事業承継支援」の内部研修を開催しました。

また、商工関係団体が主催する事業承継セミナーに協会職員を派遣して講義を行いました。



## ●大学院での講義

香川大学大学院地域マネジメント研究科で会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。



## ●信用保証書等の電子交付の開始

2022年12月1日より(株)百十四銀行との間で、信用保証書等の電子交付を開始しました。これにより、中小企業者へのスピーディな融資実行が可能になったほか、ペーパーレス化により信用保証書等の紛失リスクの軽減も図れることとなりました。

# 2022年度事業報告

## ●事業概況

### 保証承諾

県制度として伴走支援型特別保証が創設され、多くの保証申込があったことから、保証承諾額は56,596百万円、対計画比209.6%となりました。

### 保証債務残高

保証債務残高は293,447百万円、対計画比107.5%と、過去最高の水準となりました。

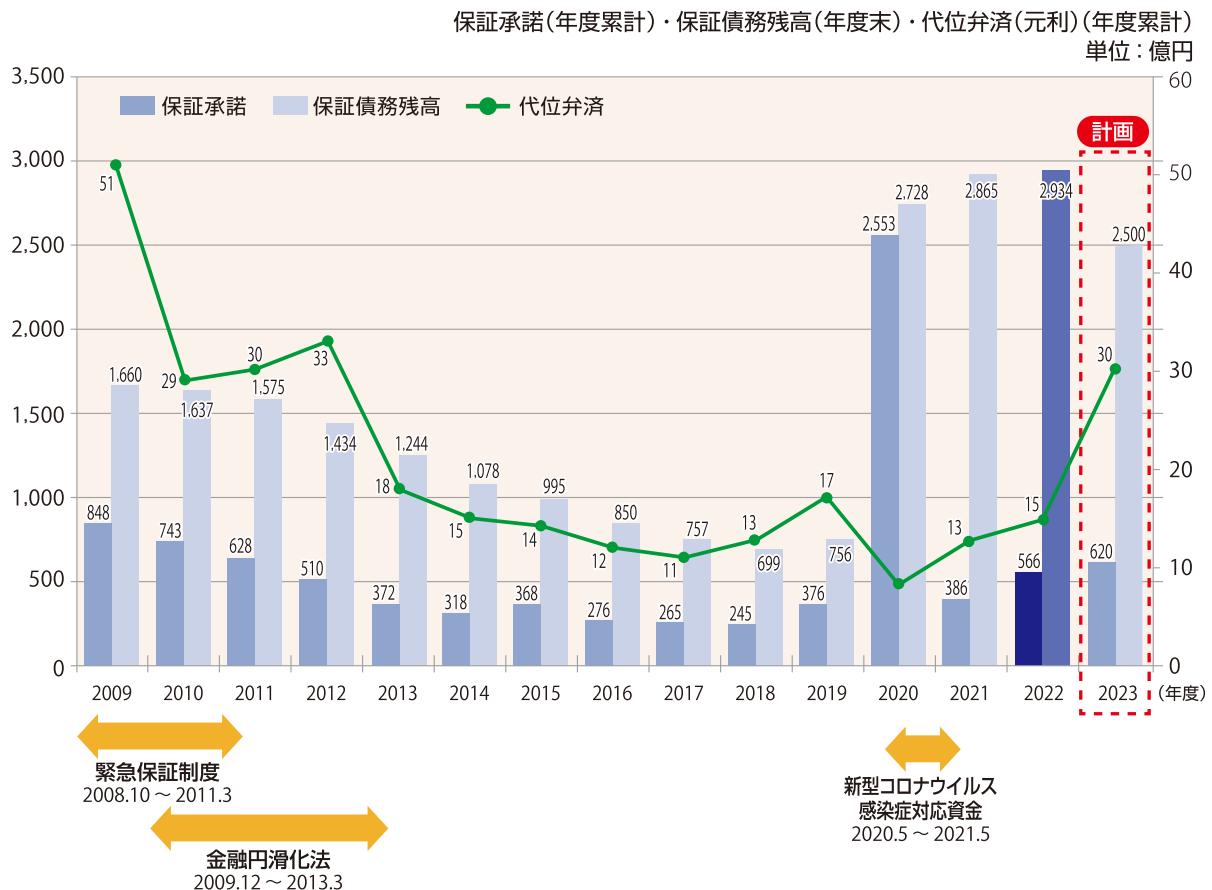
### 代位弁済

代位弁済額は1,479百万円、対計画比70.4%であったものの、下半期においては、大口の代位弁済も増え始めています。景気の先行きが不透明な中、今後は事業継続断念を原因とする倒産に十分注意する必要があります。

### 実際回収

求償権の回収は、不動産任意売却や相続人からの大口回収もあるものの、回収環境は引き続き厳しい状況にあることから、求償権回収額321百万円、対計画比80.2%となりました。

## ■年度別事業概況及び計画数値



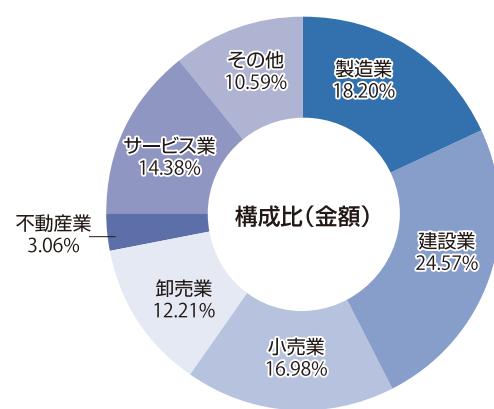
## ●保証承諾

### 業種別

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	2,219	44,376	350	5,763	513	10,302
建設業	3,626	65,083	899	10,571	957	13,907
小売業(飲食業含む)	3,360	45,003	611	6,267	742	9,612
卸売業	1,559	33,566	270	4,986	329	6,911
不動産業	437	6,979	103	1,331	110	1,732
サービス業	2,747	40,069	587	5,724	635	8,136
その他	893	20,254	208	4,003	270	5,996
合 計	14,841	255,331	3,028	38,645	3,556	56,596

2022年度グラフ

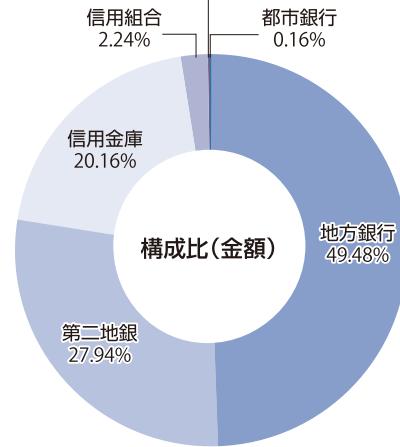


### 金融機関別

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	6	135	4	110	3	90
地方銀行	6,669	135,289	1,136	18,234	1,398	28,005
第二地銀	3,360	56,987	904	8,893	1,012	15,811
信用金庫	4,095	56,934	849	10,709	967	11,410
信用組合	711	5,985	133	672	174	1,267
政府系金融機関	0	0	2	26	2	13
合 計	14,841	255,331	3,028	38,645	3,556	56,596

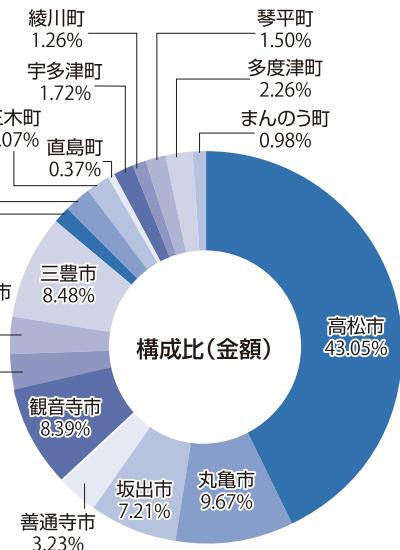
構成比(金額)



### 地域別

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	6,340	112,325	1,567	17,719	1,548	24,365
丸亀市	1,701	28,148	310	4,458	363	5,472
坂出市	811	16,103	137	2,211	194	4,078
善通寺市	472	7,511	78	728	110	1,830
観音寺市	1,266	18,860	179	2,686	307	4,751
さぬき市	582	9,518	108	1,333	111	1,740
東かがわ市	438	7,559	72	996	96	1,706
三豊市	1,142	19,307	193	2,825	343	4,800
土庄町	212	3,418	50	548	48	789
小豆島町	258	4,843	54	688	81	1,316
三木町	324	5,050	68	1,067	79	1,174
直島町	55	1,006	6	91	7	210
宇多津町	237	3,747	40	612	61	974
綾川町	324	5,780	57	915	58	711
琴平町	185	3,676	27	456	31	847
多度津町	310	5,469	49	752	78	1,277
まんのう町	184	3,009	33	559	41	555
合 計	14,841	255,331	3,028	38,645	3,556	56,596



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

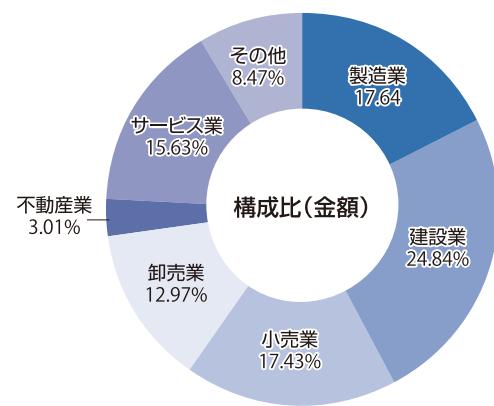
## ●保証債務残高

### 業種別

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	3,211	47,529	3,249	49,638	3,307	51,774
建設業	5,392	68,388	5,653	71,751	5,775	72,896
小売業(飲食業含む)	4,635	47,995	4,814	50,132	4,903	51,156
卸売業	2,238	35,429	2,325	34,341	2,340	38,062
不動産業	637	7,819	695	8,547	714	8,844
サービス業	3,837	42,902	4,104	45,129	4,240	45,872
その他	1,380	22,774	1,437	23,978	1,446	24,842
合計	21,330	272,837	22,277	286,515	22,725	293,447

2022年度グラフ

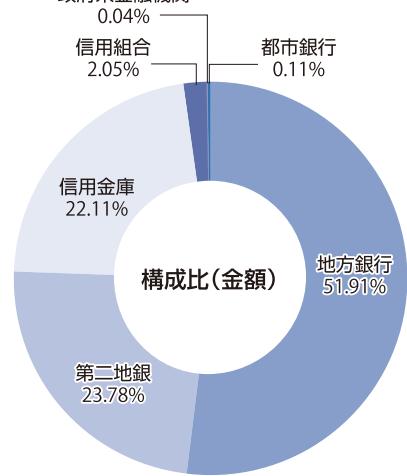


### 金融機関別

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	23	307	20	364	20	325
地方銀行	9,666	141,365	9,834	148,649	9,864	152,314
第二地銀	4,898	61,621	5,387	65,773	5,646	69,795
信用金庫	5,871	63,687	6,091	65,566	6,202	64,893
信用組合	838	5,628	922	6,002	973	6,006
政府系金融機関	34	230	23	161	20	114
合計	21,330	272,837	22,277	286,515	22,725	293,447

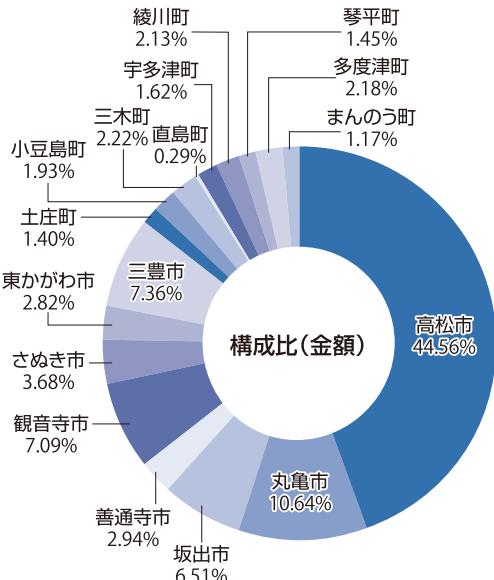
政府系金融機関



### 地域別

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	9,350	120,880	10,073	128,855	10,255	130,760
丸亀市	2,399	29,897	2,470	31,114	2,495	31,236
坂出市	1,128	16,451	1,174	17,738	1,201	19,108
善通寺市	628	7,497	662	7,964	702	8,626
観音寺市	1,683	20,243	1,637	20,004	1,689	20,815
さぬき市	867	10,314	907	10,908	896	10,806
東かがわ市	640	8,029	650	8,251	628	8,268
三豊市	1,511	20,402	1,515	20,510	1,635	21,592
土庄町	310	3,819	326	4,060	330	4,122
小豆島町	419	5,278	424	5,412	434	5,669
三木町	504	5,835	517	6,131	537	6,505
直島町	66	901	64	909	59	840
宇多津町	397	4,348	400	4,676	408	4,743
綾川町	442	5,781	469	6,292	466	6,263
琴平町	269	3,913	275	4,080	269	4,250
多度津町	457	5,837	456	6,149	453	6,411
まんのう町	260	3,412	258	3,461	268	3,436
合計	21,330	272,837	22,277	286,515	22,725	293,447



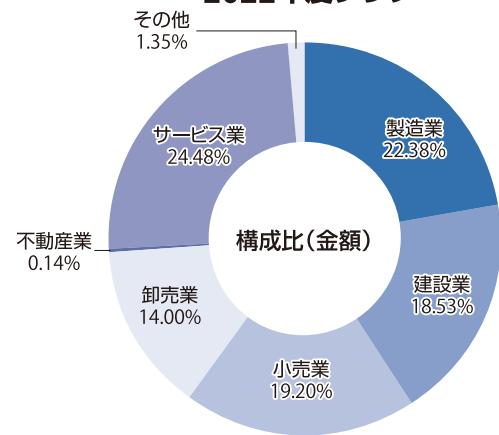
※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

## ●代位弁済

### 業種別

	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	20	144	51	547	20	331
建設業	13	56	44	358	46	274
小売業(飲食業含む)	26	168	25	167	41	284
卸売業	25	231	13	112	23	207
不動産業	0	0	0	0	1	2
サービス業	14	130	23	122	35	362
その他	7	85	0	0	3	20
合計	105	814	156	1,307	169	1,479

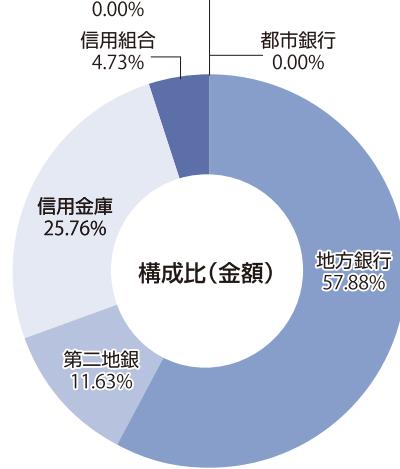
2022年度グラフ



### 金融機関別

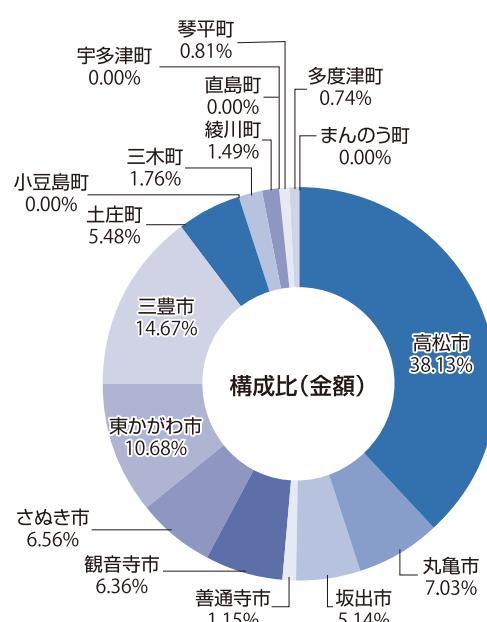
	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	0	0	2	5	0	0
地方銀行	42	314	54	679	71	856
第二地銀	30	199	43	308	33	172
信用金庫	30	291	49	280	49	381
信用組合	2	5	7	31	16	70
政府系金融機関	1	5	1	4	0	0
合計	105	814	156	1,307	169	1,479

構成比(金額)



### 地域別

	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	45	321	69	512	72	564
丸亀市	14	104	8	27	14	104
坂出市	2	4	13	58	10	76
善通寺市	2	4	5	24	5	17
観音寺市	15	161	29	299	9	94
さぬき市	1	1	0	0	14	97
東かがわ市	10	90	6	55	12	158
三豊市	10	75	10	82	18	217
土庄町	0	0	0	0	3	81
小豆島町	0	0	0	0	0	0
三木町	5	51	3	131	3	26
直島町	0	0	0	0	0	0
宇多津町	0	0	1	1	0	0
綾川町	1	2	5	53	3	22
琴平町	0	0	4	46	2	12
多度津町	0	0	3	17	4	11
まんのう町	0	0	0	0	0	0
合計	105	814	156	1,307	169	1,479



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

## ●貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	65,175	基 本 財 産	15,442,746,892
預 け 金	11,366,166,472	基 金	6,282,295,620
有 価 証 券	19,894,581,951	基 金 準 備 金	9,160,451,272
動 産 ・ 不 動 産	178,952,276	制 度 改 革 促 進 基 金	0
保 証 債 务 見 返	293,447,126,748	収 支 差 額 变 動 準 備 金	4,568,751,586
求 償 権	726,127,666	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
雑 勘 定	600,984,959	責 任 準 備 金	1,960,615,462
内、未経過保険料	510,782,170	求 償 権 償 却 準 備 金	181,190,769
		退 職 給 与 引 当 金	374,334,000
		損 失 補 償 金	0
		保 証 債 务	293,447,126,748
		求 償 権 補 填 金	0
		雑 勘 定	10,239,239,790
		内、未経過保証料	10,209,802,355
合 計	326,214,005,247	合 計	326,214,005,247

## ●貸借対照表用語説明

<b>求償権</b>	代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額及び自己償却額を控除した額です。
<b>未経過保険料</b>	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
<b>基本財産</b>	株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」で構成されています。
<b>収支差額変動準備金</b>	収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立てています。
<b>未経過保証料</b>	受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

## ●収支計算書用語説明

<b>保証料</b>	受入保証料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
<b>信用保険料</b>	支払信用保険料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
<b>責任共有負担金</b>	責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。
<b>責任共有負担金納付金</b>	責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。
<b>求償権補填金戻入</b>	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補填金を計上しています。
<b>求償権償却</b>	年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。
<b>責任準備金繰入</b>	景気変動等により代位弁済が想像以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。
<b>求償権償却準備金繰入</b>	協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。
<b>当期収支差額</b>	基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組み入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

## ●収支計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日) (単位:円)

科 目	金 額
経 常 収 入	3,104,144,114
保 証 料	2,709,045,007
預 け 金 利 息	1,466,533
有 価 証 券 利 息 配 当 金	273,845,082
損 害 金	6,628,091
事 務 補 助 金	10,171,057
責 任 共 有 負 担 金	95,499,000
雑 収 入	7,489,344
経 常 支 出	1,736,424,198
業 務 費	586,364,999
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,143,296,386
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	4,346,113
雑 支 出	2,416,700
経 常 収 支 差 額	1,367,719,916
経 常 外 収 入	2,894,290,623
償 却 求 償 権 回 収 金	46,128,034
責 任 準 備 金 戻 入	1,850,572,062
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	67,437,214
求 償 権 补 填 金 戻 入	929,625,680
保 険 金	843,618,849
損 失 补 償 补 填 金	86,006,831
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
そ の 他 収 入	527,633
経 常 外 支 出	3,169,433,261
求 償 権 償 却	1,023,748,944
雑 勘 定 償 却	3,407,433
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	23,979
責 任 準 備 金 繰 入	1,960,615,462
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	181,190,769
そ の 他 支 出	446,674
経 常 外 収 支 差 額	△ 275,142,638
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 变 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1,092,577,278
収 支 差 額 变 勤 準 備 金 繰 入 額	546,288,639
基 本 財 产 繰 入 額	546,288,639

## ●資金計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日) (単位:円)

	金 額
I. 事業活動による収支	207,221,477
業務収支	502,779,433
信用保証収支	762,017,470
保証料	+ 1,932,267,485
回収(元損)	+ 312,758,762
代位弁済(元利)	- 1,483,008,777
信用保険収支	-440,880,007
信用保険料	- 1,160,257,979
保険金・保険金納付金	+ 719,377,972
損失補償・責任共有負担金等収支	181,641,970
損失補償補てん金・損失補償納付金	+ 80,318,026
責任共有負担金・負担金納付金	+ 91,152,887
基金補助金・事務補助金等	+ 10,171,057
総務収支	-302,213,894
業務費・退職金支払	- 577,026,095
運用収入	+ 273,065,910
雑収入・雑支出等	+ 1,746,291
その他収支	6,655,938
II. 投資活動による収支	-1,040,020,233
定期預金・有価証券の増減※	- 1,024,006,787
厚生基金の増減	- -4,873,000
動産・不動産の増減	- 20,886,446
III. 財務活動による収支	0
借入金の増減	+ 0
出えん金・金融機関負担金等の増減	+ 0
IV. 現金及び現金同等物の増減額(I+II+III)	-832,798,756
現金及び現金同等物の期首残高	4,899,030,403
現金及び現金同等物の期末残高	4,066,231,647
V. 流動資産の増減額(IV+※)	191,208,031
流動資産の期首残高	31,069,605,567
流動資産の期末残高	31,260,813,598

# 2022年度経営計画の評価(要約)

## 業務運営方針

2021年度から2023年度までの中期事業計画に掲げた「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」を着実に実行するため、2022年度の業務運営方針に次の三つを柱として掲げる。

「中小企業者に寄り添った伴走型支援」「継続的な保証利用の推進」「現場力を高める人材育成」

これらを踏まえ、以下の主要な項目に取り組んだ。

### I 企業実態に応じた支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関との対話を通じて資金繰り支援を行いつつ、個々の企業の実情に応じて専門家を紹介する取組を実施する。

また、コロナ禍の状況も見極めながら、支援機関と連携して、実効性のある経営改善・事業再生支援を行う。

### II 協会の認知度と保証利用度の向上

コロナ禍で初めて保証を利用した中小企業者も含め、顧客や金融機関との結びつきを強めるため、日常的なコミュニケーションを密にすることで、ニーズの把握に努め保証利用の推進を図る。

また、仕組みや制度の紹介に留まらず、協会の新たな取組や身近さ、親しみやすさをアピールする多面的な広報・情報発信を行う。

### III 回収の合理化・効率化

回収の効率化を図るため、初動対応の徹底と個々の実態を見極めつつ状況に応じた回収に取り組む。

一方で、回収が困難な求償権に対しては、速やかに管理事務停止、求償権整理を進めることで回収の合理化に努める。

また、再チャレンジ支援の目線を取り入れた対応も行う。

### IV 経営基盤の充実

中小企業者の身近な相談相手となる多様で活力のある人材を育成するとともに、働き甲斐のある職場環境づくりや業務の効率化など経営課題に応じた組織体制の充実に取り組む。

また、コンプライアンス及び危機管理態勢の一層の充実により、業務運営の健全性を維持し、経営基盤の安定と強化を図る。

## 重点課題について

### 【保証・経営支援部門】

#### I 金融機関との連携による支援

- ・主要6金融機関を定期的に43回訪問し、情報提供ならびに意見交換を行った。
- ・香川県中小企業支援ネットワーク推進会議を3月に開催した。
- ・産業・企業動向関連情報連絡会に3回参加した。
- ・プッシュ型で既存保証の借換について金融機関に対して提案を行った。
- ・早期事故案件4企業について保証部・企業支援部間で情報共有した。
- ・経営支援を行っている中小企業者で新型コロナウイルス感染症関連の保証利用先について、連絡・現地調査・バンクミーティング出席等により最適な支援の検討・提案を行った。
- ・毎月「延滞・期限経過リスト」を確認し、金融機関に現況や今後の見通しなどを聞き取り、正常化に向けた交渉依頼を行った。

#### II 経営支援を通じた中小企業の経営改善、生産性向上に向けた取組

##### ① 経営改善・事業再生支援

- ・経営支援を行っている中小企業者へ、伴走支援型特別保証制度等での借換提案を114企業行った。うち55企業にて借換を実施した。
- ・顧客訪問及び面談を延べ106企業に対し行うとともに、延べ181企業に対するバンクミーティングに参加了。
- ・香川県中小企業活性化協議会との連携協定を締結するとともに、定例会を11回開催した。
- ・119企業の経営改善計画策定に関与した（香川県中小企業活性化協議会以外も含む）。
- ・中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業（以下、補助金事業という。）にて48企業から申込を受け、延べ130件の専門家派遣を実施した。
- ・経営改善計画を策定した119企業のうち、405事業にて30企業対応した。
- ・（株）日本政策金融公庫高松支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結した。
- ・東かがわ市とソーシャルビジネスに取り組む事業者への支援に関する協定を締結した。
- ・坂出市（坂出ビジネスサポートセンター）と事業者支援に関する協定を締結した。

## ② 創業・事業承継支援

- ・自治体や商工会等主催の創業セミナー・事業承継セミナーに職員を講師として派遣し、積極的に情報発信を行った。
- ・ようろず連絡会に12回参加した。
- ・香川県プロフェッショナル人材戦略協議会に4回参加した。
- ・補助金事業にて申込をいただいた48企業のうち、創業支援にて15企業、事業承継支援にて23企業に専門家を派遣し、伴走支援を実施した。
- ・創業後3年程度のフォローアップ支援を今後実施予定。
- ・事業承継アンケートを1,053企業（回答数345企業）へ実施し、事業承継相談希望企業に対して中小企業診断士を派遣した。また派遣後、経営相談だけでは解決困難な企業に関しては、事業承継引継支援センターへ引継ぎ、支援を行った。
- ・新型コロナウィルス感染症の影響に関するアンケートを2,465企業（回答数1,065企業）へ実施。経営相談希望企業へは、令和5年度に本格的に専門家派遣を予定。

## ③ 経営支援の効果検証

- ・経営支援を行っている中小企業者たちのうち顧客査定した255企業中、123企業のCRD区分が上方遷移した。
- ・経営支援を行っている中小企業者への伴走支援により、27企業が金融正常化した。
- ・モニタリング及びバンクミーティングや現地訪問等を通じて、業況の推移の検証を行った。
- ・原材料高騰等の影響により、経常利益率が向上した企業は少数であった。

## III 協会の認知度と保証利用度の向上

### ① 情報発信

- ・自治体や商工会等主催の創業セミナー・事業承継セミナーに協会職員を講師として派遣し、積極的に情報発信を行った。
- ・新規利用先や創業先を中心に167企業と面談し、創業支援や経営支援を行った。
- ・経営サポート会議に延べ64件参加した。
- ・（株）日本政策金融公庫と四国四県の信用保証協会共同開催での創業セミナーを初めて実施した。

### ② 業務改善・効率化

- ・2022年度HANDY MANUALを6月に発行して、保証業務に関する情報提供を行った。
- ・主要6金融機関との勉強会を計8回開催して、新たな保証制度の概要や活用等についての情報提供を行った。
- ・企業リストによる事前相談や審査結果の書面回答等の保証業務の迅速化や正確性を確保する業務改善を行った。
- ・四国地区信用保証協会保証部長会議で保証状況や経営支援状況等についての意見交換を行った。
- ・プッシュ型で既存保証の借換を金融機関に対して提案した。

## 【回収部門】

### ① 新規求償権の早期実態把握による回収の効率化

- ・早期に債務者等の実態把握と担保調査等を行ったうえで、管理部内でヒアリングを実施。回収方針を決定し、返済交渉を行った。

### ② 債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化

- ・新型コロナウィルス感染症の影響等による生活状況の変化による定期返済の減額や猶予要請等についても、十分に聞き取りを行ったうえで、必要と思われる期間・金額について対応した。
- ・本訴・支払督促等の裁判での求償金請求29件、担保不動産競売申立2件、その他債権差押等6件の合計37件の法的措置を実施した。
- ・再生計画に基づき、求償権消滅保証による回収1件、ファンドへの不等価譲渡1件、経営者保証ガイドライン適用を3名に行った。
- ・また、事業継続中の求償権先3社について、経営支援部門と連携して専門家による経営相談を実施した。
- ・求償権の連帯保証人3名について「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を適用し、合計1,640千円の一括弁済により、連帯保証債務を免除した。また、一括入金により損害金を減免し求償権を完済した案件は17企業であった。

### ③ 回収困難な求償権に対する管理の合理化

- ・管理事務停止は年度計74企業172件1,398百万円、求償権整理は885企業2,267件15,142百万円につき実施した。

## 【間接部門】

### ① 人材育成の充実

- ・連合会等の外部研修を延べ21名、通信教育を延べ47名が受講した。
- ・金融機関、自治体や関係支援機関と連携協定を締結するとともに、人的な交流とネットワーク構築を図った。
- ・職員採用試験にて2名の内定を決定し、内定者に適性診断のフィードバックや若手職員との交流等のフォローオン対応を行った。

### ② 組織体制の充実

- ・（株）百十四銀行と信用保証書等の電子交付に関する覚書を締結し、12月から電子交付を開始した。
- ・労働時間の管理並びに各種申請業務の効率化のため、勤怠管理システムを導入した。
- ・職員に対してストレスチェックを実施した。

### ③ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実

- ・コンプライアンス意識の醸成を図るため、「業務の適正な遂行について」等の各種通知を発信した。
- ・「コンプライアンスの充実・強化」、「職業人としての行動規範の徹底」やハラスメント等について朝礼等を通じ周知した。
- ・四半期ごとにコンプライアンスニュースを発信した。
- ・13事案に関して反社会的勢力該当確認を警察等関係機関に行い、取引の未然防止、排除に努めた。
- ・新型コロナウイルスの感染者発生時に、感染拡大防止措置及びホームページでの公表等を行った。
- ・香川県シェイクアウトへ参加し、安全確保行動訓練を実施した。
- ・安否確認システム訓練として、ストレスチェックの実施に安否確認システムを活用した。

### ④ 広報活動の充実

- ・LINE配信によるタイムリーな情報発信を行った。
- ・協会、（株）百十四銀行、（株）日本政策金融公庫で創業をサポートした案件についてニュースリリースを行った。

## 収支計画について

収支差額は342百万円と見込んでいたが、以下の要因により、1,093百万円の実績となった。

① 新型コロナウイルス感染症関連保証への対応に伴う保証料収入が対計画比115.0%となり、経常収入全体で対計画比114.0%、金額で381百万円上回った。経常支出は信用保険料が対計画比82.5%、経常支出全体で対計画比83.2%、金額で351百万円下回った。

この結果、経常収支差額は計画額637百万円に対して、1,368百万円の実績となった。

② 経常外収入は求償権補てん金戻入が対計画比50.4%となり、経常外収入全体で対計画比76.1%、金額で908百万円下回った。経常外支出においては求償権償却が対計画比50.0%、責任準備金繰入が対計画比103.2%、経常外支出全体で対計画比77.4%、金額で927百万円下回った。この結果、経常外収支差額の計画額△294百万円が△275百万円の実績となった。

## 財務計画について

当期収支差額のうち546百万円を基金準備金に繰り入れた結果、15,443百万円となった。

### 外部評価委員会の意見等

1. 新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが変更され、社会経済活動への影響が弱まり本格的な経済回復が期待される中、原材料の高騰や人件費等のコスト上昇圧力により、中小企業者の経営環境は依然厳しい状態が続いている。足元の資金繰り対応に万全を期すとともに、創業や事業承継などの政策的な支援についても積極的に取り組んでいることは評価でき、今後も続けてください。  
また、金融機関や各支援機関との連携を強化しつつ、ブッシュ型支援としての借換提案など、保証協会が主体性を持って取り組んでいる姿勢は評価できます。
2. 創業支援などの取り組みの好事例は、積極的な情報発信により広報につなげることで、保証協会の認知度の向上を図ってください。  
また、保証協会の人材力の向上は最終的に中小企業者のためになるので、今後も人材育成に積極的に取り組んでください。
3. 保証協会には、求められる役割に応える一方で、将来的な不良資産化のリスクも抱えるという事業運営の難しさはあると思うが、中小企業者の味方という姿勢を堅持し、中小企業支援の最後の拠り所として、今後も取り組みを進めていただくことを期待します。

# 第6次中期事業計画(2021年度～2023年度)(要約)

## 業務運営方針

### 「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」

中小企業者の資金繰り支援に加え、経営支援に積極的に取り組みます。また、業務の効率化や職場環境の整備等により組織力の向上を図り、持続可能な協会運営を推し進めます。

## I 企業実態に応じた支援

### 1. 金融機関との連携による支援

金融機関と対話を通じて関係の深化を図り、中小企業者の経営課題等の情報を共有し、連携して最適な支援を行います。

### 2. 経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

#### ① 経営改善・事業再生支援

事業再構築や事業再生等を含めて、最適な選択肢について中小企業者と対話を行います。また、より実効的な支援を行うため、再生支援協議会をはじめとした関係機関との連携・協力をより強固なものとします。

#### ② 創業・事業承継支援

主体的に情報発信を行い、金融機関・関係機関・市町と連携して地域経済の活性化、地方創生に貢献します。また、生産性の向上のため、創業・事業承継支援を通じて新たな成長に資する柔軟な支援を行います。

#### ③ 経営支援の効果検証

より実効性のある経営支援、再生支援とするために効率的な効果検証を行います。

## II 協会の認知度と保証利用度の向上

### 1. 情報発信

協会の役割、取組や利用メリット等について、広く認知されるよう積極的かつ効果的な情報発信を行います。

### 2. 業務改善・効率化

中小企業者や金融機関等、利用者の目線に立って、使い勝手の良さを意識した業務改善・効率化に取り組みます。

## III 回収の合理化・効率化

債務者等の実態に応じた債権管理を行い、初動を徹底し早期の回収着手を目指します。

また、定期弁済を継続している顧客については、連帯保証債務免除ガイドラインを活用した一括弁済を提案するなど、効率性を重視した回収を行います。

## IV 経営基盤の充実

### 1. 組織力の向上

業務フローの見直しやデジタル化への対応など業務の効率化に努めるとともに、職場環境の整備、人材育成を推し進めます。

### 2. コンプライアンス

役職員のコンプライアンス意識の維持、向上と組織としてのコンプライアンス態勢の充実に努めます。

### 3. 危機管理

実効性のある危機管理体制の整備と、事業継続計画等の適切な運用に努めます。

# 2023年度経営計画(要約)

## 1. 経営方針

### 業務運営方針

2021年度から2023年度までの中期事業計画の最終年度に当たる今年度は、保証債務残高の大半を占める新型コロナウイルス感染症対応資金の返済が本格化することから、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」を更に拡充・深化させることとし、以下の主要な項目に取り組みます。

#### I 企業実態に応じた支援

昨年度同様に、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関との対話を通じて資金繰り支援を行いつつ、個々の企業の実情に応じて専門家を派遣する取組を実施します。

また、原材料高騰の長期化による中小企業者の体力低下を下支えするため、支援機関と連携して、実効性のある経営改善・事業再生支援を行います。

#### II 協会の認知度と保証利用度の向上

中小企業者や関係機関とのコミュニケーションの機会を増やし、認知度や存在感を高めるとともに、協会の役割や取組、信用保証の仕組への理解を深めてもらうため、多様な広報媒体を活用し、効果的な広報活動や情報発信に努めます。

#### III 回収の合理化・効率化

早期回収着手のための初動対応の徹底、債務者等の実態に応じた臨機応変な対応により、合理的・効率的な回収に努めます。

回収が困難と判断される求償権に対しては、早期にその見極めを行い、管理事務停止、求償権整理を実施し回収可能な求償権に注力します。

また、再生可能性のある事業継続中の債務者については、事業再生等の各種支援を検討します。

#### IV 経営基盤の充実

「身近で、頼られ、信頼される存在となる」ため、多様なニーズに応えることのできる人材を育成するとともに、コンプライアンスの徹底、反社会的勢力の排除、危機管理態勢等を充実することにより、健全かつ適正な業務運営態勢の確保に努めます。

また、機動的な組織運営を目指し、急速に進展するデジタル化の動きを踏まえた業務の効率化・合理化に取り組み、経営基盤の更なる強化を図ります。

## 2. 重点課題

### 【保証部門】

#### ① 中小企業者の実情に応じた支援

- ・新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や原材料高騰の影響により、業績悪化や過剰債務に陥っている中小企業者に対して、国や地方自治体の政策保証や借換保証等を積極的に活用し、資金繰り支援を行います。
- ・中小企業者のニーズに合った資金繰り支援に取り組むため、金融機関や中小企業者の要望を踏まえ、保証制度の創設及び改正を行います。
- ・経営者保証を不要とする取組を金融機関の支援方針や財務状況等を踏まえ、適切に推進します。
- ・創業期の経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」や事業承継時の経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」など、経営者保証を不要とする保証制度の推進に努めます。

#### ② 金融機関及び関係機関との連携による支援

- ・金融機関や関係機関と中小企業者の経営課題等の情報を共有し、経営支援部門と連携して中小企業者の支援を行います。
- ・延滞状態となった中小企業者について、早期に金融機関へ照会を行い、状況把握を行います。

#### ③ 協会の認知度と保証利用度の向上

- ・より顔の見える協会となるため、事業所訪問や、関係機関と連携したセミナーを活用し、中小企業者に直接関わる機会を増やします。
- ・中小企業者や金融機関との対話を通じて、利用者のニーズを把握し利便性の向上に取り組みます。
- ・保証業務に係る申込時必要書類の簡素化や保証業務の電子化等、利用者目線に立った業務改善・効率化を行います。

### 【期中管理・経営支援部門】

#### ① 金融機関・関係機関との連携による支援

- ・金融機関・関係機関との対話を通じた関係の深化を図り、中小企業者の経営課題等の情報を共有し、連携して最適な支援を行います。
- ・なお、経営課題を抱え、独力での解決が困難な中小企業者に対し、中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金（以下「経営支援補助金」という。）を活用した専門家派遣を行い、経営改善の後押しを促進します。
- ・新型コロナウイルス感染症対応資金を利用し、今年度返済開始をむかえる中小企業者を中心に、金融機関・関連機関と連携して中小企業者訪問を行い、経営課題解決のための最適な支援を行います。
- ・延滞状態となった中小企業者について、早期に金融機関へ照会をし、状況把握を行います。

## ② 経営改善・事業再生支援の推進

- ・経営相談を通じて中小企業者の経営課題を把握し、必要に応じて伴走支援型特別保証制度や経営改善サポート保証（感染症対応型）制度等を活用した支援を行います。
- ・中小企業活性化協議会実施の新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画を策定した中小企業者について、モニタリング等のフォローアップや中小企業者との対話を通じて、最適な支援策を見いだします。
- ・各支援機関と連携のうえ、経営支援補助金や経営改善計画策定支援事業（405事業）等を活用し、伴走型の経営支援を行います。

## ③ 事業継続断念を原因とする倒産等と代位弁済の抑制

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金の返済を開始する中小企業者を中心に、伴走支援型特別保証制度を活用した借換等の事業継続支援に取り組み、代位弁済の抑制に努めます。
- ・これまで以上に中小企業者や金融機関との対話を行い、自助努力を引き出し、事業継続断念を原因とする倒産の抑制に努めます。

## ④ 創業者支援・事業承継支援の強化

- ・創業を考えている創業予定者への支援から創業後のフォローアップまで、今まで以上に幅広い創業者支援を行います。経営支援補助金を有効活用し、専門家派遣による創業者支援を拡充させ、また「よろず支援拠点」等への紹介も積極的に行っていきます。
- ・後継者問題に悩んでいる中小企業者に対し、経営支援補助金を活用した専門家派遣や、「事業承継・引継ぎ支援センター」等を紹介するなど、事業継続や雇用維持に繋がる積極的な支援を行います。

## ⑤ 経営支援の効果検証

- ・経営改善支援の効果検証として、「売上高」「経常利益率」「C R D 区分」などの推移を検証します。そのため、経営改善支援先の決算書の徴求をできる限り速やかに実現します。

### 【回収部門】

#### ① 新規求償権の早期実態把握・早期回収行動による回収の効率化

- ・代位弁済後、早急に債務者等の実態把握（現状および担保含む資産調査等）を行い、その内容に基づき回収計画を作成し実行することにより効率的な回収を行います。

#### ② 債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化

- ・債務者等の状況を適宜把握し、その事業実態や生活状況に応じ、臨機応変に回収を行います。
- ・必要と認められる場合には、時期を逸すことなく法的措置を行い、効率的な回収を行います。
- ・事業再生の可能性のある債務者については、経営支援部門と連携し「求償権消滅保証」「経営者保証ガイドライン」の検討・専門家派遣による経営相談の実施等により、事業再生に伴う求償権の回収、完済を目指します。
- ・定期弁済を継続しているが完済の見込みの立たない求償権については、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用し、元金完済の目途のある求償権については一括入金による損害金減免を積極的に行います。

#### ③ 回収困難な求償権に対する管理の合理化

- ・回収困難な求償権については、管理事務停止及び求償権整理を行い、回収可能案件に注力します。

### 【間接部門】

#### ① コンプライアンス及び危機管理態勢の充実・強化

- ・コンプライアンス態勢を維持するため、「コンプライアンス・プログラム」を着実に実施するとともに、研修や情報共有等により役職員個々のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・情報セキュリティ対策を徹底し、個人情報の漏えいや不正アクセス等の防止に努めます。
- ・事業継続計画（B C P）に基づく訓練等を実施し、役職員の災害等への備えと防災意識を高めます。

#### ② 人材育成・組織の活性化

- ・活力ある人材を確保するため、就職情報サイトの活用や採用イベントでの学生との交流等、効果的な採用活動に取り組みます。
- ・外部研修や各種セミナー等への積極的な参加により、職員の能力向上、幅広い見識と人的ネットワークの充実、強化に努めます。
- ・勤怠管理システムを活用して有給休暇取得状況・超過勤務時間の把握と管理を徹底し、ワークライフバランスを推進します。

#### ③ デジタル化への対応

- ・全国的な信用保証業務の電子化について、金融機関への情報提供とサポートに努め、円滑な導入に向けた環境整備を進めます。
- ・デジタル化の流れを踏まえ、各種書類のペーパーレス化を検討するなど、デジタル技術を活用したコンパクトで機動的な組織運営を目指します。

#### ④ 効果的な広報活動の実施

- ・ターゲットごとに必要とされる情報を提供できるよう、ホームページ、S N S やマスメディア等の多様な広報媒体を活用し、効果的な広報活動や情報発信に努めます。

# コンプライアンス

信用保証協会は公的機関として、法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することを求められています。

当協会は2009年に理念と行動指針を定め、その実践のため年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定、実施してきました。今後も高いコンプライアンス意識の実現を目指し努力を続けます。

## 【基本的姿勢】

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

### 1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

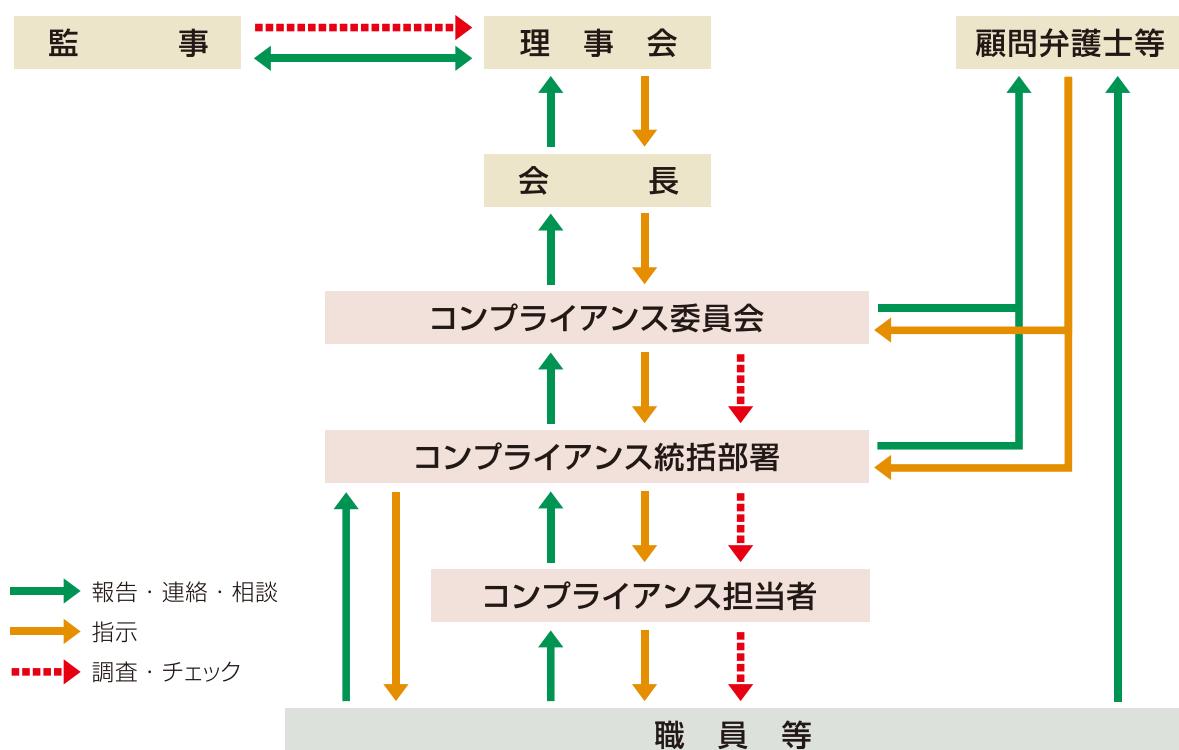
### 2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

### 3. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

## ■コンプライアンス組織体系図



# 個人情報保護

## ●個人情報保護宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### （1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下、個人情報保護法）」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### （2）個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1、「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### （3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9、「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### （4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### （5）個人データの委託

- 当協会は、「個人情報保護法」第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### （6）保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある「「保有個人データ」開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（又は郵送）ください。
- 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料（申請書1枚につき500円）をいただきます。

### （7）保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- （6）（7）の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### （8）質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### （9）開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 高松市福岡町二丁目2番2-101号

電話番号 087-851-0061

部 署 名 総務部 総務企画課

# 役員・組織図

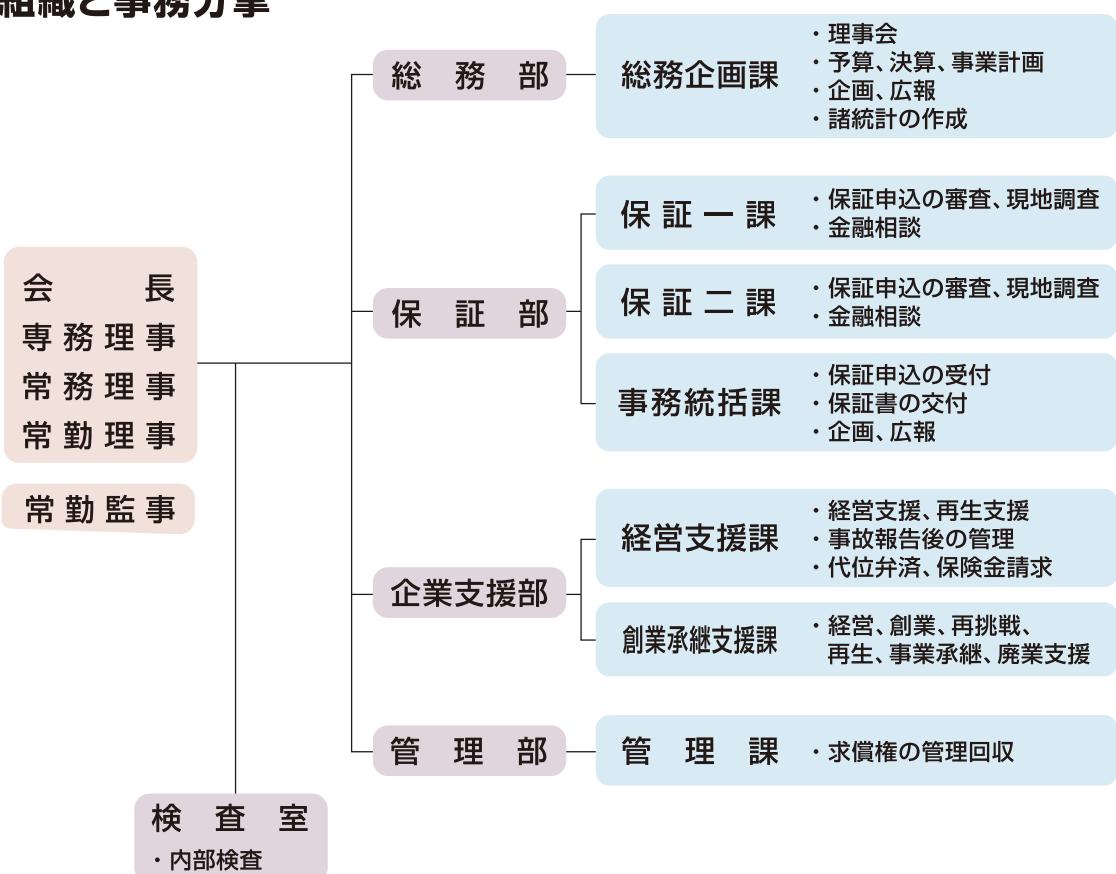
## ●役員一覧

(順序不同敬称略)

役員名	氏名	公職
会長	西原義一	
専務理事	岡内浩二	
常務理事	石丸正明	
常勤理事	堤博敬	
理事	寺嶋賢治	香川県商工労働部長
理事	松永恭二	丸亀市長
理事	佐伯明浩	観音寺市長
理事	山下昭史	三豊市長
理事	谷川俊博	香川県町村会会长
理事	真鍋洋子	香川県商工会議所連合会副会長
理事	篠原公七	香川県商工会連合会会长
理事	国東照正	香川県中小企業団体中央会会长
理事	黒川裕之	(株)百十四銀行取締役常務執行役員
理事	喜岡均	(株)香川銀行常務取締役
理事	山崎晋弥	(株)中国銀行執行役員四国地区本部長兼阪神地区本部長
理事	大橋和夫	高松信用金庫理事長
理事	川上健太郎	(株)商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	岡田好博	
監事	鍋嶋明人	公認会計士
監事	水谷正裕	観音寺市民会館顧問
顧問	大塚竜	日本銀行高松支店長

(2023年10月1日現在)

## ●組織と事務分掌





## 香川県信用保証協会

TEL 087-851-0061

<https://www.kagawa-cgc.com/>

